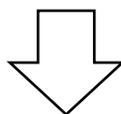


今後の学校部活動の在り方について

I. 基本方針

- I 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る
- II 学校部活動の教育的意義や役割を保持する
- III 教職員や地域人材で指導を希望する者が指導する
- IV 教職員や地域人材で指導を行う者に適正な対価を支払う



【今後の検討課題】

- ・新たな合同部活動を設置し、選択肢を広げる機会を確保する
- ・練習計画等を自ら立てるなど生徒が主体となって活動する機会を設ける
- ・勝利至上主義のみにならない指導方針を整理する
- ・指導者の登録、派遣等の機能をもつ、部活動の人材バンクを設置する
- ・指導者の複数体制や研修等を充実する
- ・教職員を含めた希望して指導に当たる指導者への対価を支払う

【第5回の意見より】

- ・方針Ⅰ「子どもたちのスポーツ文化芸術活動の充実を図る」は、とても大切なポイントで、子どもたちは部活動を通して、お互い助け合いながら、そして技を磨き合いながら、心も一緒に磨いていく。そのためには、方針Ⅱの教育的意義や役割を保持し、方針Ⅲで指導をやりたい人がやる。方針Ⅳの対価を支払うというのはクリアできるのか分からないが、これらの基本方針は非常によいと思う。
- ・生徒たちが主体（主役）となる場面を今まで以上に取り入れた活動とすべき。
- ・生徒たちの成長段階（学年）に応じて、互いに指導し、高め合う時間の確保を行うことが望ましい。
- ・指導者に適正な対価を支払うことは、非常に重要である。

2. 教職員の参加の在り方について

(1) 学校部活動について

今後の学校部活動の教職員参加の在り方については、以下の2案が考えられる。

	現行	案① (教職員として、 手当を支払う)	案② (部活動指導員として、報 酬を支払う)
運営主体	学校	学校	
活動の位置づけ	学校教育	学校教育	
教職員の立場	教職員	教職員	会計年度任用職員 (部活動指導員)
指揮命令権者	校長	校長	
教職員の兼職兼業	—	—	対象
教職員の手当等	特殊勤務手当 休日のみ	特殊勤務手当 平日・休日 ※条例改正要	報酬 平日・休日 ※要綱改正要

(2) 新たな地域クラブ活動について

学校部活動以外の教職員参加の在り方については、以下の2案が考えられる。

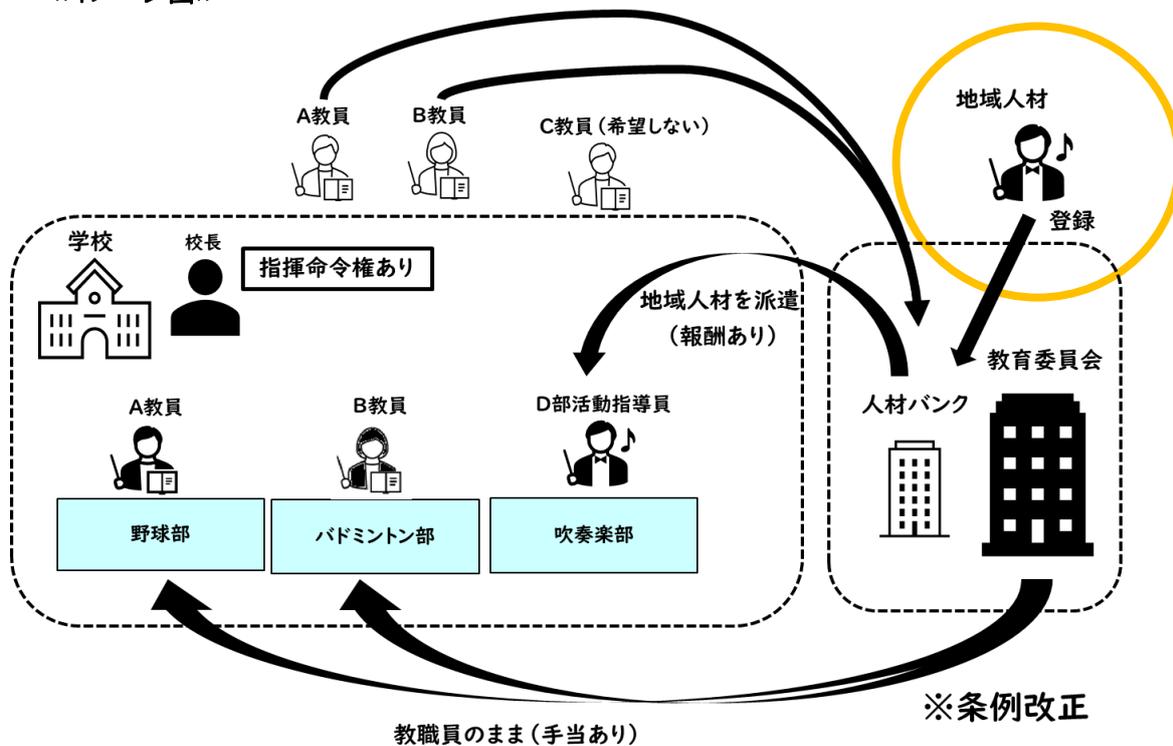
	現行	案③ 市営部活動(仮称) (市営の新たな地域クラブ活動)	案④ その他の 新たな地域クラブ活動
運営主体	学校	熊本市	任意団体
活動の位置づけ	学校教育	社会教育	
教職員の立場	教職員	非常勤職員	地域クラブ指導者
指揮命令権者	校長	担当部署の所属長	団体代表者
教職員の兼職兼業	—	対象	
教職員の手当等	特殊勤務手当 休日のみ	報酬	

案① 学校(教職員の立場:教職員)

教職員への特殊勤務手当を拡充し、平日にも支給する。

地域からの外部人材については、部活動指導員として指導を行う。

《イメージ図》



【利点】

・現在の部活動の形を変更せずに、教育的意義等を残したまま継続が可能となる。

【課題】

・手当の予算確保が必要。予算については国の補助がない。

・他の業務(教材研究や生徒指導など時間外に行われる他の学校の業務)には手当がないため、教職員間での不公平感が懸念される。

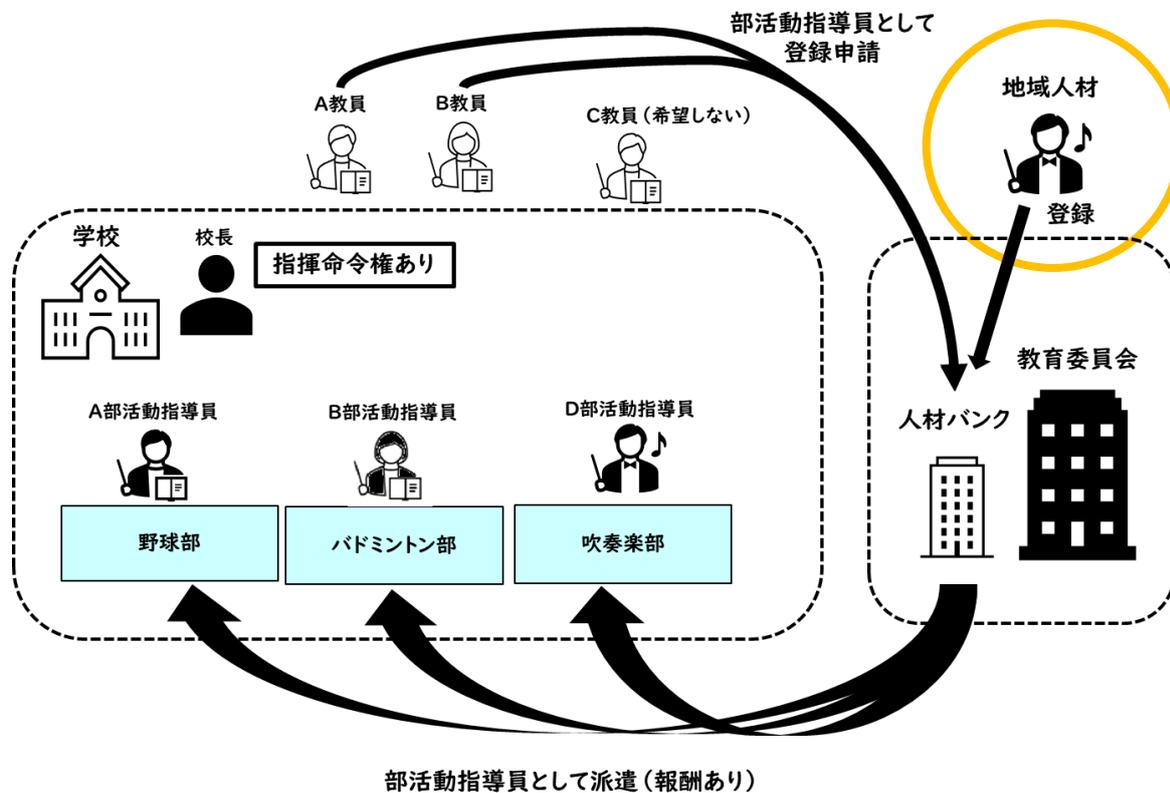
・自校で指導を行う場合や他校で指導を行う場合(合同部活動など)、または居住区近くで指導を行う場合等の制度設計が必要。

・部活動に関する業務内容の整理が必要。

案② 学校(教職員の立場:部活動指導員)

希望する教職員を部活動指導員として任用し、報酬を支給する。

《イメージ図》



【利点】

- ・現在の部活動の形をほぼ変更せずに、教育的意義等を残したまま継続が可能となる。
- ・現状の部活動指導員には国庫補助がある。(1/3 補助)
※国は教職員が部活動指導員を兼ねることを基本的に想定しておらず、補助予算の上限もあるため、全員分に国庫補助があてられるかは不明。

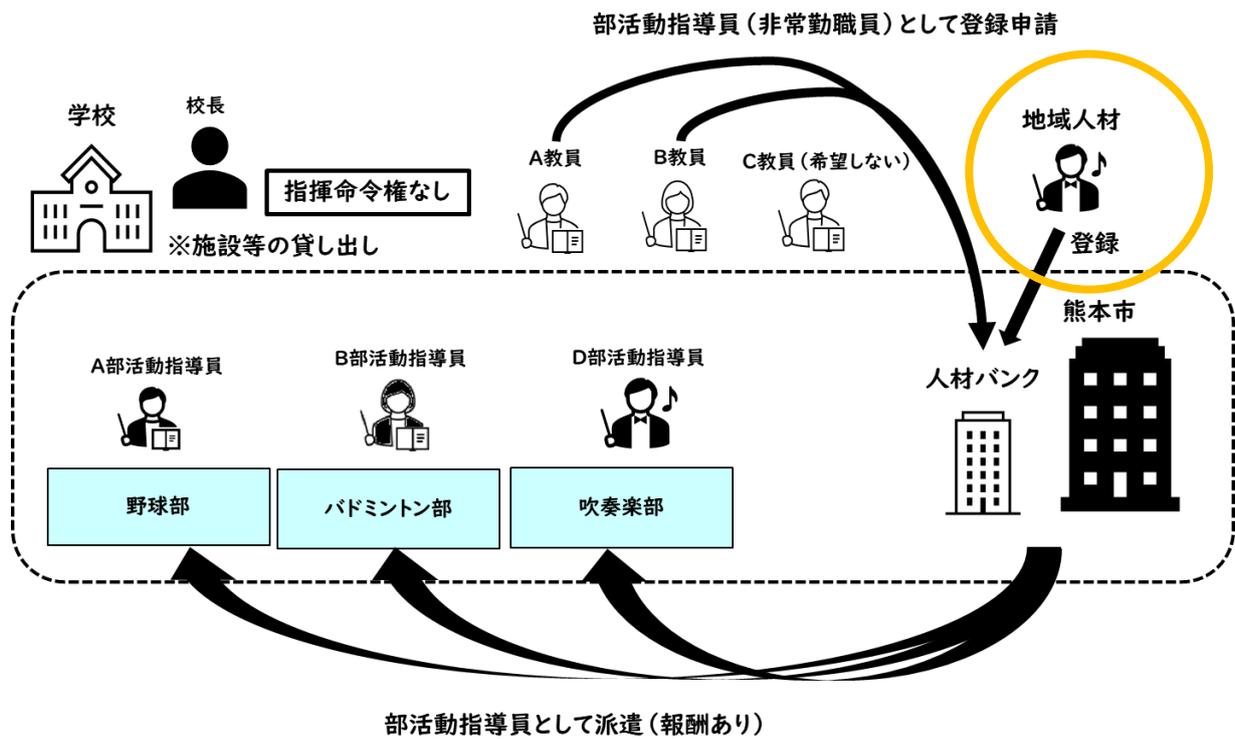
【課題】

- ・法的に兼職兼業や報酬を支払うことに整理が必要となる。(8.参考資料参照)
- ・自校で指導を行う場合や他校で指導を行う場合(拠点式合同部活動など)、または居住区近くで指導を行う場合等の制度設計が必要。
- ・報酬の予算確保が必要。

案③ 熊本市

運営主体が自治体となることで、教職員への兼職兼業で指導費の支払いが可能となる。

《イメージ図》

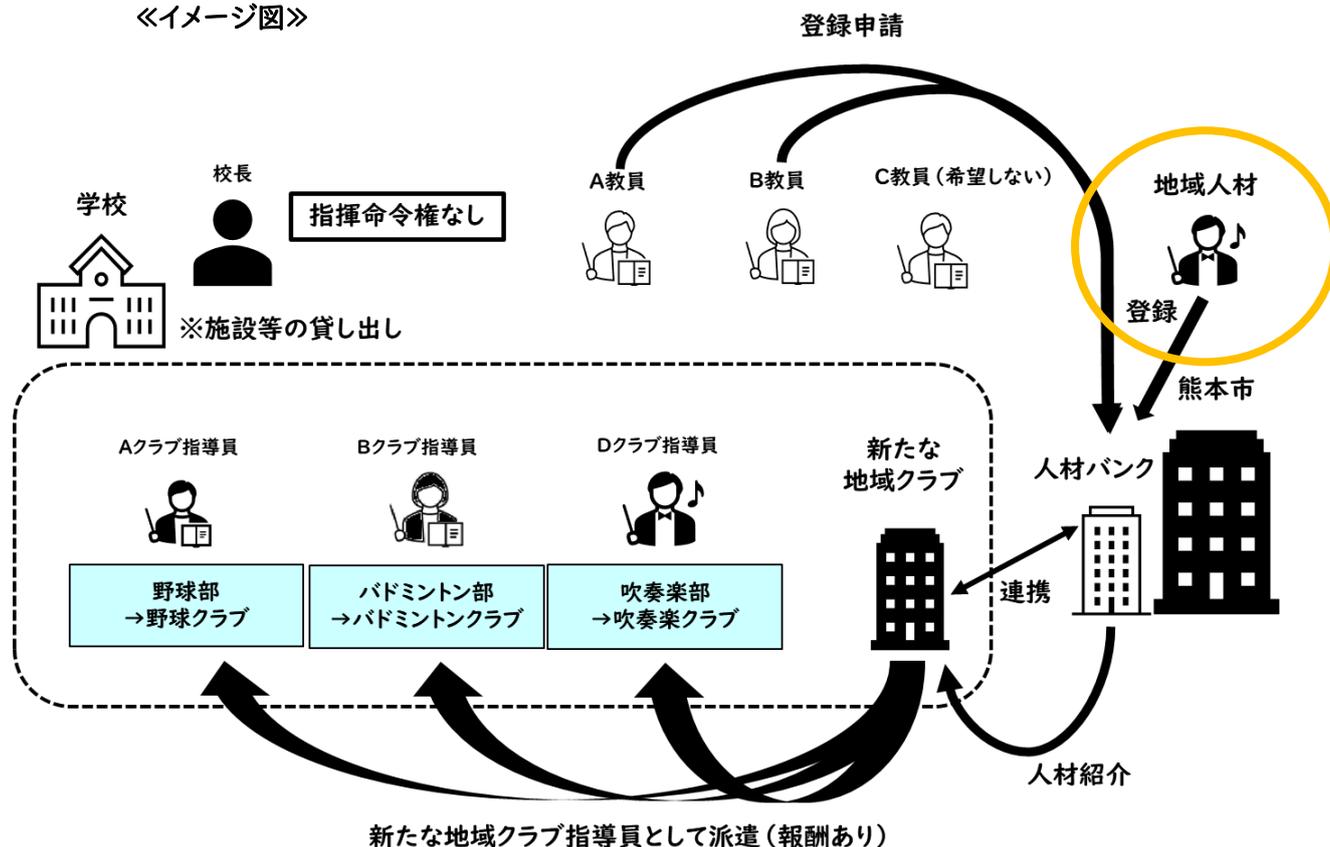


案④ 任意団体

運営主体を任意団体とし、教職員への兼職兼業で指導費の支払いが可能となる。

ただし地域にすべてを移行するのではなく、自治体と連携した新しい団体などを創設する。

《イメージ図》



【第5回の意見より】

- ・教員というよりも指導したい人がそこでやればいいという話で、今まではやりたくない人がやることで非常に負担があったが、自分がやりたいことであれば、精神的な負担がなくなる。
- ・平日については案の①、②で大丈夫と思われるが、土日については、案の③、④という形で、一つに絞るのではなく、この案の併用という形がいいのではないか。
- ・案③では、市長事務局の方が受け、文化スポーツ財団に委託し、案④では、文化スポーツ財団が行う形が考えられる。
- ・案①は条例改正、案②は要綱改正とあるが、(非常に多額の費用がかかることから)これは現実的に可能なのか。

3. 人材バンクの設置について

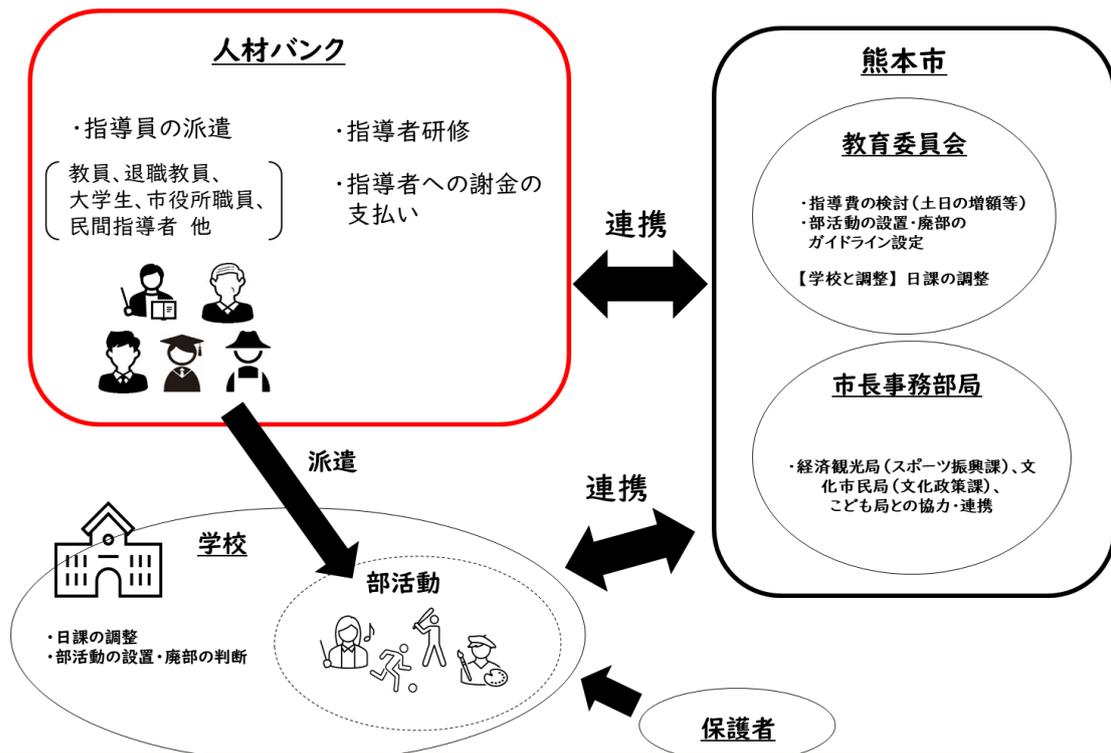
(1) これまでの議論を踏まえた指導者の質・量の確保について

- ・専門性や資質を有する指導者を確保・育成していく必要がある。また、特に心身の発達の上にある生徒を指導する者には、生徒の安全の確保や暴言・体罰などの行為の根絶が強く求められる。
- ・教員だけでなく、退職教員、市役所や県庁の職員、地元企業の職員等、幅広く指導者の募集を行う必要がある。また、熊本市内には、複数の大学があることから、学生の協力が得られるよう連携を図っていく必要がある。



指導者の登録、派遣等の機能をもつ人材バンクを設置

《イメージ図》



【第5回の意見より】

- ・人材バンクについて、登録の規定を示すことで、その規定をクリアし登録できた指導者の信用面を担保することができる。また適正に活動されているかチェックし、事件事故を防ぐための監視がきちんとなされていく仕組みがあれば非常によい。
- ・文化に関して、若く優秀な人材が生まれているのに、仕事がないから地元に残れないといった状況があるが、たとえ報酬が少なくても、子どもたちを育てるために、教育をするために自分に関われることに喜びを感じる方が多くいらっしゃる。人材バンクは、そういう優秀な若い人材が、教育という分野にもっと多く派遣される仕組みとなり、熊本に残ったまま活動できる可能性を感じた。

(2) 人材バンクの機能面について

【課題】

熊本市版人材バンクとして、求める機能は何か。

人材バンクの周知方法や指導希望者と学校関係者との連絡調整、スタッフの運営費の確保など、他都市の事例をもとに、熊本市の人材バンクとしての在り方を検討する。

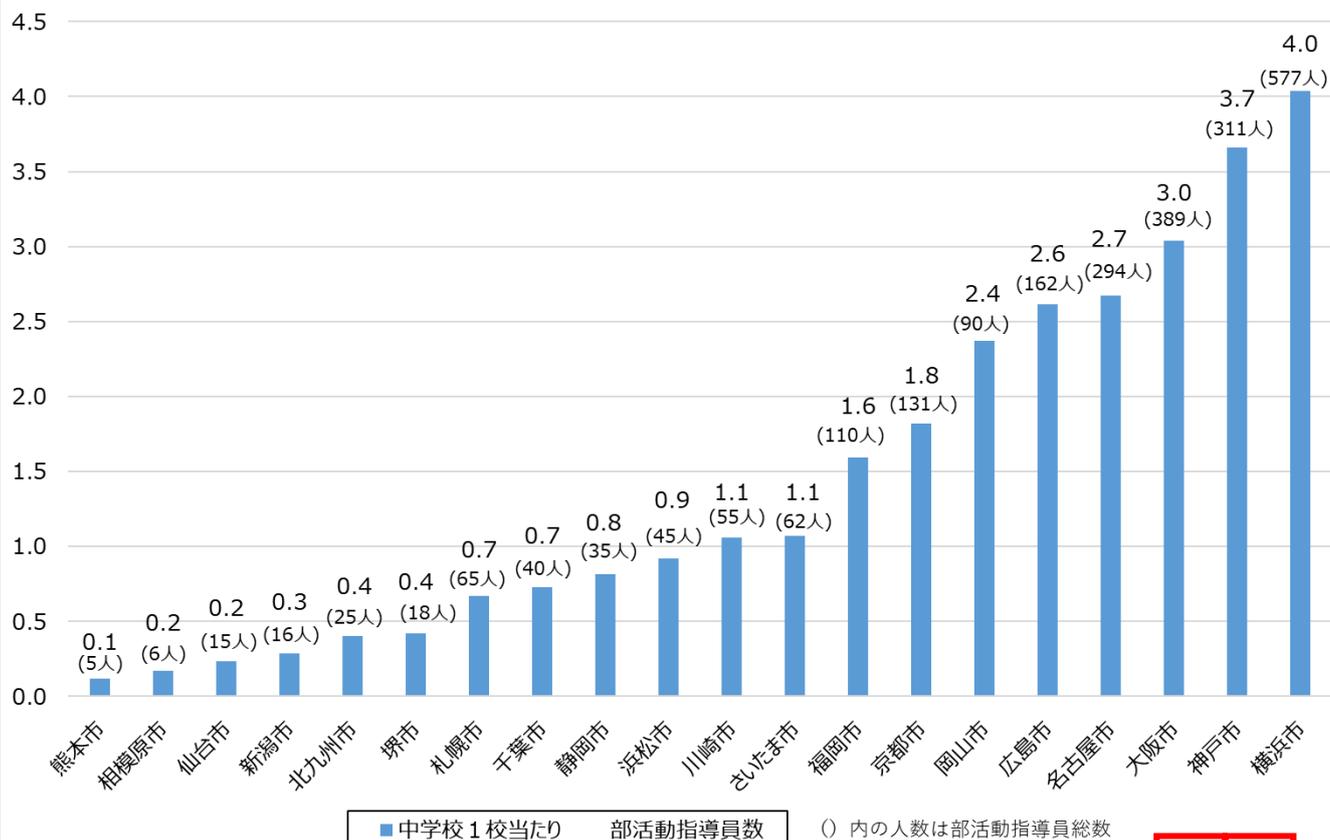
都市名 項目	熊本市 ※人材バンクなし	大阪市 「大阪市立中学校部活動支援人材バンク」	神戸市 「教育人材センター」
指導者の登録	—	○	○
指導者の配置	—	○	○
報酬の支払い	—	○	○
指導者への研修	—	○	○
学校との連絡調整	—	○	○
派遣対象	部活動指導員	部活動指導員	部活動指導員 (外部顧問・外部支援員)
部活動指導員数	R3:5人 R4:5人 R5:8人	R3:234人 R4:389人 R5:514人	R3:273人 R4:311人 R5:311人予定
今後の人材派遣業務の方向性	教育委員会内部に設置 または、業務委託	教育委員会の直営 (国の地域移行を先に)	未定
R5年度予算額※	10,370 千円	889,000 千円	118,297 千円
指導員一人当たりの予算額(単純計算)	約 1,290 千円	約 1,730 千円	約380 千円
指導員1時間当たりの単価	1,600 円	2,556 円	外部顧問:1,616 円 外部支援員:1,356 円
担当部署	学校教育部 指導課	指導部保健体育担当保健 体育グループ	学校支援部学校経営支援課 及び 学校教育部児童生徒課
担当者数	2人	3人	4人

※予算額については、部活動指導員の人件費及び、交通費、研修費等を含む

〈参考〉熊本市では、スポーツ振興課が直営で「スポーツリーダーバンク」を運用しており、地域などへの指導者派遣等を行っている。

(登録者:約 100 人、R5 予算:83千円(講習会等講師謝礼金等)、担当者:1人)

令和4年度 1校当たりの部活動指導員配置数
(政令指定都市)



令和4年度	熊本市	相模原市	仙台市	新潟市	北九州市	堺市	札幌市	千葉市	静岡市	浜松市	川崎市	さいたま市	福岡市	京都市	岡山市	広島市	名古屋市	大阪市	神戸市	横浜市
部活動指導員数	5	6	15	16	25	18	65	40	35	45	55	62	110	131	90	162	294	389	311	577
中学校数	42	35	64	56	62	43	97	55	43	49	52	58	69	72	38	62	110	128	85	143
中学校1校当たり	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	0.7	0.8	0.9	1.1	1.1	1.6	1.8	2.4	2.6	2.7	3.0	3.7	4.0

※R5の熊本市部活動指導員は8人

(3) 全国のモデル事業実践例について

OR4 札幌市 実践事例（休日運動部活動管理運営等業務委託）

対象校及び部活数	5校・5部活（1校に1部活）
対象人数	最大150人（1部活に最大30人まで）
実施期間	令和4年8月～令和5年2月
実施回数	約28回程度（休日のみ・週1回）
実施時間	1回：3時間程度
実施体制	運営管理責任者 各学校1名以上 専門指導員 各学校1名以上
大会引率の有無	有（1回、8時間程度）
業務内容	【運営管理責任者】 ・練習計画等の作成 ・本市や学校との連絡調整 ・保護者への連絡調整 他 【専門指導員】 ・生徒への指導及び安全管理（下校指導を含む） ・活動中の事故やケガへの対応及び報告 ・学校との情報共有 他
委託費（運営費）	概算：2,160千円

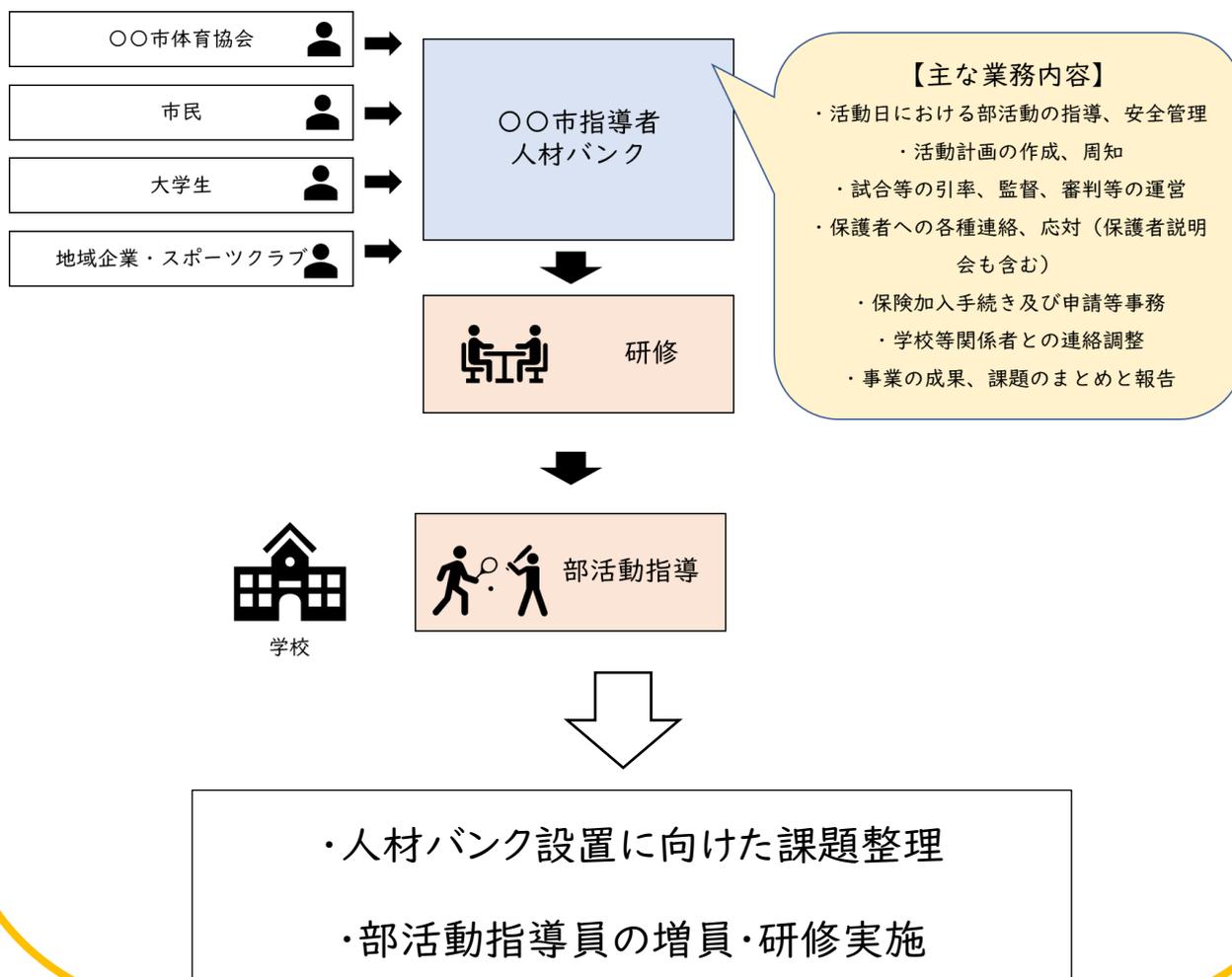
OR4 神戸市 実践事例（地域部活動推進事業業務委託）

対象校及び部活数	3校（区）・3部活（1校に1部活）
対象部活・人数	バスケット23人、硬式テニス12人、水泳7人：計42人
実施期間	令和4年10月～令和5年2月末
実施回数	約20回程度（休日のみ・週1回）
実施時間	1回：3時間程度（ガイドラインの規定より）
実施体制	複数配置（人数制限なし）
大会引率の有無	有
業務内容	指導員の配置、報酬の支払い 保険加入の手続き 指導学校の教職員・生徒・保護者への事前説明 指導員への研修、関係者との連絡会 アンケート調査 報告書の作成・提出
委託費（運営費）	概算：1,800千円（1種目600千円）

OR5 横浜市 実践事例（部活動地域移行推進事業業務委託）

対象校及び部活数	9校・9部活（1校に1部活）
対象部活・人数	部活名：演劇、合唱、剣道、卓球、水泳、男女ソフトテニス、陸上、野球 人数：7人～34人
実施期間	令和5年6月1日～令和6年3月10日
実施回数	約36回程度（休日のみ・週1回）
実施時間	1回：3時間程度（ガイドラインの規定より）
実施体制	1人
大会引率の有無	不明
業務内容	指導者の配置、派遣 本事業にかかる会議への出席 市教委が行う効果検証への協力 保険加入への手続き 他
委託費（運営費）	概算：3,300 千円（1 種目 約360 千円）

《イメージ図》



4. 新たな合同部活動について

(1) 部活動の方向性

部活動の「学びの場」としての教育的意義に鑑み、持続可能な部活動運営を行うため、複数校による部活動の合同実施を促進する。

- 少人数の部活動の活性化、学校に活動がない状況の改善
- 生徒同士、生徒と指導者等との多様な交流の場の確保
- 部活動に携わる教員の負担軽減

- 生徒たちが主体(主役)となる場面を今まで以上に取り入れた活動を行う。
- 生徒たちの成長段階(学年)に応じて、互いに指導し、高め合う時間の確保を行う。

(2) 新たな合同部活動について

ア:概要

- 原則、すべての中学校で合同部活動のためのペアリングを検討
 - ※条件が整えば3校以上での合同部活動の実施も可とする
- ペアが成立した中学校の部活動については、平日を含め、練習を合同で実施
- ペアが成立しなかった中学校については、団体競技等の公式大会等への参加機会を確保するため、土日中心の合同部活動の実施を検討
- 活動場所は主に学校を想定
- 活動時間は現行に近い形を想定し、指導者の状況によっては夜間もありうる
- 中学校版の総合運動部・文化部の設置も検討

イ:ペアリングの条件

- 熊本市内42校の中学校を対象
- ペアリングにより人数が多くなりすぎると、生徒の十分な活動内容を確保できなくなる可能性があるため、単独で部員数が一定規模を超える中学校を除く
- 移動にかかる生徒の負担を減らすため、中学校間が直線距離で3km以内を目安とする
- 実施にあたっては、専門的指導者の配置として、優先的に部活動指導員の配置を検討

ウ:ペアリング後の活動

【成立した中学校】

- ペアとなった中学校間で、部活動ごとに部員が移動し、合同で練習を実施
 - ※自転車移動を基本とする。
- 文化部活動については、可能な範囲でオンラインでの活動を併用して実施

【成立しなかった中学校】

- 移動の課題があるため、土日を中心に合同で練習を実施
(学校単位ではなく個別の部活動単位で合同実施)

《実践例》

種別	活動場所	A中学校	B中学校
運動部	グラウンド	野球部	野球部
		男子ソフトテニス部	男子ソフトテニス部
		女子ソフトテニス部	
		サッカー部	サッカー部
	体育館 武道場	女子バレー部	女子バレー部
		女子バスケ部	女子バスケ部
		男子バスケ部	男子バスケ部
		バドミントン部	バドミントン部
			卓球部
文化部	教室等	吹奏楽部(多)	吹奏楽部(多)
		美術部	美術部

種別	活動場所	A中学校	B中学校
運動部	グラウンド	野球部 ←	
			→ 男子ソフトテニス部
		女子ソフトテニス部 ←	
			→ サッカー部
	体育館 武道場	女子バレー部 ←	
		女子バスケ部 ←	
		男子バスケ部 ←	
			→ バドミントン部
			→ 卓球部
文化部	教室等	吹奏楽部	吹奏楽部
			→ 美術部

部活動数	10	10
-------------	-----------	-----------

部活動数	12
-------------	-----------

※部員数の多い吹奏楽部は、それぞれの学校で単一部活動として活動。

※現状においては1校のみにある女子ソフトテニス部、卓球部は、A、B両校から入部が可能。

【利点】

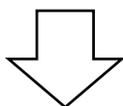
- ・子どもたちにとって在籍中学校にない部活動への参加が可能となり選択肢の拡充
- ・部活動数としては2校で20部→12部に4割削減。
- ・部員不足の課題が解消、軽減される
- ・部活動数の減少に伴い、必要な指導者数も減少する。
- ・活動場所の調整を行い、活動時間を確保しやすい。

【課題】

- ・ペアが成立した中学校においても、現状として、人数が多いなど合同部活動の必要性が低い種目がある。(単一部活動として残し、合同部活動と混在してもよいシステムの構築も検討。)
- ・単独で部員数が一定規模を超えるペアリングを行わない中学校においても、部員が少数の種目がある。(条件が整えば他校の合同部活動に参加できるシステムも検討。)
- ・移動における安全性の確保

【第5回の意見より】

- ・子どもたちが部活動で求めているのは、同級生、先輩、後輩といった子ども同士のつながりや先生とのつながりで、そういったつながりを持つことで、相談できるようになったりもする。合同部活動になると、地域やほかの学校の子などとの多様な交流の場を確保でき、同じ学校の子には相談出来ないけど、ほかの学校の子にだったら話せることもあり、子どもたちにとってはとてもいいのではないか。
- ・学校で活動している子たちは、2校や3校での合同チームでも部活動として中体連の試合に出られる。合同部活動や拠点校の設置を進めていくべき。
- ・合同部活動になれば、例えば2校のうち1校に指導できる先生がいれば可能となるので、指導者を確保しやすい。
- ・以前のアンケート結果では、楽しみたいという子と、もっと上手になりたいという子の両方がいて、楽しみたい子は平日に活動して、上を目指す子は、土日にも合同部活動をやるという、子どもの選択もできる。
- ・部活動数は減るけれども子どもの選択肢が増える、今までなかったクラブに参加することができるという合同部活動の有効性が理解できた。



- ・モデル事業を実施し、成果や課題を検証
- ・大会参加規程の見直しの要請を検討

5. 部活動数について

(1) 部活動の指導を希望する教職員について

ア: 中学校教諭の希望者数 (※): 学校部活動改革検討に係るアンケート(令和4年12月実施)

アンケート(※)結果より346人。

回答率66.5%から試算すると、全体で約520人と推計。

対象	回答方法 ※Microsoft Formsを使用	回答数	対象数 (全数)	回答率
中学校教員	回答用URLを配布し、各自回答	912人	1,371人	66.5%

	中・教員	割合
①報酬が支払われて、専門種目が指導できるなら、指導をしたい	322	35.3%
②報酬が支払われるなら、専門種目が指導できなくても、指導をしたい	24	2.6%
③報酬が支払われても、指導したくない	566	62.1%
計	912	

$346人 \div 66.5\% \div 520人$

346人

イ: 小学校教諭の希望者数

アンケート(※)結果より204人。

回答率62.2%から試算すると、全体で約328人と推計。

対象	回答方法 ※Microsoft Formsを使用	回答数	対象数 (全数)	回答率
小学校教員	回答用URLを配布し、各自回答	1,567人	2,520人	62.2%

	小・教員	割合
①報酬が支払われて、専門種目が指導できるなら、指導をしたい	190	12.1%
②報酬が支払われるなら、専門種目が指導できなくても、指導をしたい	14	0.9%
③報酬が支払われても、指導したくない	1,363	87.0%
計	1,567	

$204人 \div 62.2\% \div 328人$

204人

ウ: 小・中学校の教諭の希望者数(ア+イ)

アンケート(※)結果より550人。

実数: 550人 ~ 推計: 約800人

回答率から試算すると、全体で約800人と推計。

(2) 地域の指導者数について

- ・スポーツ振興課のスポーツリーダーバンクの登録者数: 約100人(R4)
- ・「くまもと市文化協会」の登録者
- ・指導課の部活動指導員: 8人
- ・現在の部活動に配属されている外部指導者: 約100人

・市職員: 295人(既に指導に携わっている者 59人、指導してみたい者 236人)

※市職員の学校部活動指導等への参加に関するアンケート調査(2005人回答)より(参考資料)

・大学生、地域住民: アンケート調査実施中

・その他、退職教員、市内在住の他都市教員、県庁職員等の外部人材を発掘

⇒積極的に部活動に関わる地域人材を約800人と推計。

推計: 約800人

※教諭の希望者数と同数程度を見込んだ場合。

(3) 指導者の総数(見込み)について

550人(教諭の実数) ~ 約1,600人(教諭の推計800人 + 地域の推計800人)

(4) 設置可能な部活動数について

ア: 指導者の総数が550人の場合

指導者の数		設置可能な部数 (総数/配置数)	令和4年度 部活動数	増減
常時2人体制	3人配置	183部	576部	▲393部
常時2人体制	4人配置	137部		▲439部

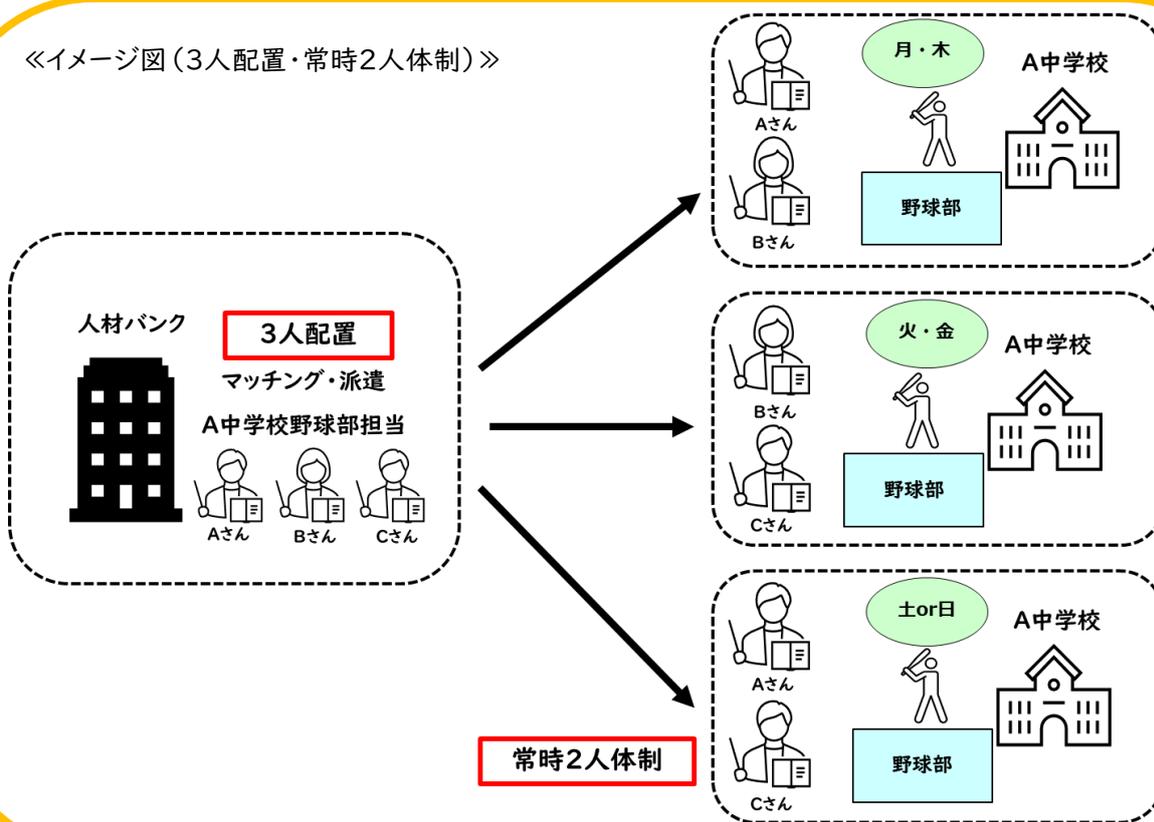
イ: 指導者の総数が1,000人の場合

指導者の数		設置可能な部数 (総数/配置数)	令和4年度 部活動数	増減
常時2人体制	3人配置	333部	576部	▲243部
常時2人体制	4人配置	250部		▲326部

ウ: 指導者の総数が1,600人の場合

指導者の数		設置可能な部数 (総数/配置数)	令和4年度 部活動数	増減
常時2人体制	3人配置	533部	576部	▲43部
常時2人体制	4人配置	400部		▲176部

《イメージ図(3人配置・常時2人体制)》



6. 指導者への適正な対価について

(1) 指導費の試算について(上記の指導者の数について常時2人体制で3人配置の場合)

※勤務時間を年735時間として試算。

(【例】A:2人×1,600円×735時間×183部)

ア:部活動数が183部の場合(指導者の総数が550人の場合)

番号	1時間当たり金額想定	試算額
A	部活動指導員報酬単価 1,600円	4.3億円
B	市職員平均単価 2,500円	6.7億円

イ:部活動数が333部の場合(指導者の総数が1,000人の場合)

番号	1時間当たり金額想定	試算額
C	部活動指導員報酬単価 1,600円	7.8億円
D	市職員平均単価 2,500円	12.2億円

ウ:部活動数が533部の場合(指導者の総数が1,600人の場合)

番号	1時間当たり金額想定	試算額
E	部活動指導員報酬単価 1,600円	12.5億円
F	市職員平均単価 2,500円	19.6億円

参考:休日の特殊勤務手当概算 0.9億円

※部活動指導員については、単独で大会等の引率もできるが、部活動指導補助員を設置し、複数体制で指導に当たることも考えられる。

(2) 受益者負担の想定額について

年額(月額)(単位:円)

番号	R4 年度部費の平均	指導費	部費+指導費
A	【年額】25,861円 【月額】2,155円	33,710(2,809)	59,571(4,961)
B		52,672(4,389)	78,533(6,528)
C		61,342(5,111)	87,203(7,267)
D		95,847(7,987)	121,708(10,142)
E		98,184(8,182)	124,045(10,313)
F		153,412(12,784)	179,273(14,947)

※すべて令和4年度の部員数(12,768人)で試算。

部員数の増減に伴い部費・指導費も増減する。

【参考】

- ・183部のとき、1部あたりの部員数:69.7人
- ・333部のとき、1部あたりの部員数:38.3人
- ・533部のとき、1部あたりの部員数:23.9人

- ・R4 熊本市 1部活動当たりの参加人数:22.1人
- ・R4 全国 1運動部あたりの参加人数:16.4人

【第5回の意見より】

・部費と指導費で、今までの月額より高くなっても部活動に入りたいという考えや、ちょっと高くなるのだったらクラブチームに入ろうという考えなど、各家庭の考えで選択されていくと思うので、金額の設定が今後の課題。

7. 保険について

(1) 保険の補償内容について

・学校の部活動で生じた怪我等については、JSCの災害給付制度により保障され、地域のスポーツ団体等についてはスポーツ安全保険などの民間の保険制度等の活用が考えられる。今後の学校部活動や地域スポーツクラブ等への移行後も、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられる体制を整える必要がある。

・スポーツ保険としては、公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険または民間の保険制度などがある。現在の災害救済給付制度と比較すると、スポーツ安全保険には賠償責任保険が含まれるなど手厚い面がある。死亡や後遺障害が生じた場合の補償についても、令和5年度加入から、災害共済給付制度と同程度並みに最高額を引き上げている。

《参考：災害共済給付制度、スポーツ安全保険の比較》

1. 掛金比較

○災害共済給付制度

学校種別	一般児童生徒等
義務教育諸学校	920円

※ 半額は公費負担のため、
実費負担は460円

○スポーツ安全保険

加入対象者	加入区分	年間掛金
子ども（中学生以下）	A1	800円
大人（高校生から64歳以下）	C	1,850円
大人（65歳以上）	B	1,200円

○民間保険会社

（総合型地域スポーツクラブ専用補償プラン）

加入対象者	年間掛金
子ども・大人（指導者含む）	1500～1600円

※部員数を20人で試算

※ サッカー部で週に2回、2時間程度の活動を行った場合、団体掛金が30,000～32,000円となる
(掛金は時間や内容によって変動あり)

2. 死亡・障害見舞金と死亡・後遺障害保険金等の比較

○災害共済給付制度

災害の種類	金額
死亡見舞金	30,000千円
障害見舞金	40,000千円
疾病	療養に要する費用の4/10 (うち、1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算)
負傷	

※災害共済給付制度は、子どもたちのためにかけられている保険であり、教職員には別途、労働災害保険やPTA共済保険、教弘保険などの任意保険で対応している。

○スポーツ安全保険（R5加入～）

種類	金額
死亡見舞金	30,000千円 (大人は20,000千円)
障害見舞金	45,000千円 (大人は30,000千円)
入院日額	4,000円
通院日額	1,500円
対人賠償	100,000千円
対物賠償	500,000千円

○民間保険会社の一例

(総合型地域スポーツクラブ専用補償プラン)

種類	金額
死亡見舞金	3,000千円
障害見舞金	3,000千円
入院日額	3,000円
通院日額	2,000円
対人賠償	50,000千円
対物賠償	30,000千円

※クラブなどの団体単位で保険をかけるため、加入者漏れがない。

8. 参考資料

○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例

(教員特殊業務手当)

第12条 教員特殊業務手当は、職務の級が1級、2級又は特2級である職員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が定める程度に及ぶときに支給する。

(4) 学校の管理下において行われる部活動〔正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。〕における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が勤務日〔勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。〕の勤務時間の2分の1に相当する時間で人事委員会が定めるものに該当するものである日に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。

(4) 前項第4号の業務、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 従事した時間が引き続き3時間30分以上の場合 3,300円

イ 従事した時間が引き続き2時間以上3時間30分未満の場合 1,650円

○教育公務員特例法

(兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。))については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会)において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(通知)(令和3年2月17日文部科学省)

5. 兼職兼業その他

(5) 部活動指導員との兼職兼業について

教師が自校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについては、学校部活動として行う指導は校務分掌として教師が実施するものであるところ、こうした時間も含めて給特法により勤務時間の内外を包括的に評価して教職調整額が支給されていることを踏まえ、部活動指導員として報酬を得て勤務することが給与面で適切であるかどうかという点や、部活動指導員の業務が教師としての勤務時間と連続した形で同一の学校施設内で行われた場合、外形上、勤務の形態は全く変わっていないにもかかわらず、職務とそれに伴う職責が変わってしまい整理が困難であるという点等を踏まえ、このような兼職兼業は基本的に想定されていないところであり、十分慎重に判断することが必要であること。

また、教師が他校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについても、当該教師にとって、本来在籍している学校における教師としての指導の充実よりも他校における部活動指導を優先すべき合理的な理由があるのかという点や、他校にとっても、その学校に在籍している教職員よりもその教師の方が部活動指導に適任であるとする合理的な理由があるのかという点等を踏まえ、このような兼職兼業は基本的に想定されていないところであり、十分慎重に判断することが必要であること。

○熊本市立中学校部活動指導員設置要綱

(設置)

第1条 熊本市立中学校(以下「中学校」という。)の部活動について、教員の負担軽減と部活動の指導体制の充実を図るため、熊本市立中学校部活動指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(身分及び所属)

第2条 指導員は学校教育法施行規則(昭和22年文部科学省令第11号)第78条の2に定める部活動指導員とし、その身分は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

2 指導員の所属は、教育委員会事務局学校教育部指導課とする。

(任用)

第4条 指導員は、公募の上、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考により任用する。

- (1) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないこと。